

基礎年金番号

提出期限

(この提出期限までに届くように投函してください。)

○上記提出期限より遅れてご提出されると、年金生活者支援給付金の支給開始が遅くなる場合があります。

○提出期限に「＊」が表示されている場合は、お早めにお手続きをお願いします。＊65歳になって3カ月以内に請求された場合は、65歳になった月の翌月分からのお支払いとなりますが、3カ月を過ぎますと請求した月の翌月分からのお支払いとなります。

年金生活者支援給付金請求書

←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないください。

(届書コード) 8914

年金生活者支援給付金を請求します。

提出日 令和 年 月 日

氏 名	フリガナ	電話番号	
基礎年金番号		生年月日	

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

2410 1018 012



切り離して提出ください

郵便はがき

168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 行

お手数ですが
85円切手をお貼りください。

〒

住所

氏名

差出人

〈切り取り線〉

年金生活者支援給付金とは

- 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給されるものです。
- 年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、お早めに手続きをお願いします。
※原則、添付書類は不要ですが、所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
- 請求書を提出した方には、市町村から提供を受ける所得情報により、支給要件の審査を行い、その結果（該当または不該当）を別途お知らせします。

ご記入の際は、
同封のリーフレット「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内」をご覧ください。